

【表紙】

|            |                                         |
|------------|-----------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                   |
| 【提出先】      | 北海道財務局長                                 |
| 【提出日】      | 2025年9月26日                              |
| 【会社名】      | 株式会社インサイト                               |
| 【英訳名】      | INSIGHT INC.                            |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長 浅井 一                            |
| 【本店の所在の場所】 | 札幌市北区北八条西一丁目3番地                         |
| 【電話番号】     | 011-501-0015（代表）                        |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役執行役員 山田 哲夫                           |
| 【最寄りの連絡場所】 | 札幌市北区北八条西一丁目3番地                         |
| 【電話番号】     | 011-501-0015（代表）                        |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役執行役員 山田 哲夫                           |
| 【縦覧に供する場所】 | 証券会員制法人札幌証券取引所<br>（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1） |

## 1【提出理由】

2025年9月25日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金12.0円

第2号議案 定款一部変更の件

経営の機動性向上を図るため、代表取締役を複数名置くことができることを明示的に規定するとともに、会長1名を置くことについて柔軟に対応できるように変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、浅井一、浅井亮介、山田哲夫、水野晶仁、及び中辻峻を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 11,507 | 10    | —     | （注）1 | 可決 99.91       |
| 第2号議案 | 11,508 | 9     | —     | （注）2 | 可決 99.92       |
| 第3号議案 |        |       |       | （注）3 |                |
| 浅井 一  | 11,283 | 234   | —     |      | 可決 97.97       |
| 浅井 亮介 | 11,286 | 231   | —     |      | 可決 97.99       |
| 山田 哲夫 | 11,285 | 232   | —     |      | 可決 97.99       |
| 水野 晶仁 | 11,286 | 231   | —     |      | 可決 97.99       |
| 中辻 峻  | 11,286 | 231   | —     |      | 可決 97.99       |

（注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席株主の議決権のうちで各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上